

# 水防法・河川法改正に伴う河川管理者に対する河川協力団体の協力について

市町村長等による  
浸水実績等の把握、  
浸水被害軽減地区指定

- 市町村長は、過去の浸水実績等を把握するように努める。
- 水防管理者は、洪水浸水想定区域内にある輪中堤等の盛土構造物等が存する土地の区域が浸水の拡大を抑制する効用を有すると認めるときは、その土地の区域を浸水被害軽減地区として指定できる。

河川管理者の援助等

- 浸水実績等の把握及び浸水被害軽減地区の指定にあたっては、河川管理者が水防管理者に対して必要な情報提供等の援助を行うこととなっており、必要があるときは、河川協力団体に協力を要請できることとなっている。

河川管理者が協力を要請した場合

河川協力団体の協力

河川管理者から、河川法第58条の10に基づく協力の要請があったときは、過去の浸水情報や盛土構造物等に関する情報の提供などについて、河川管理者に協力してください。

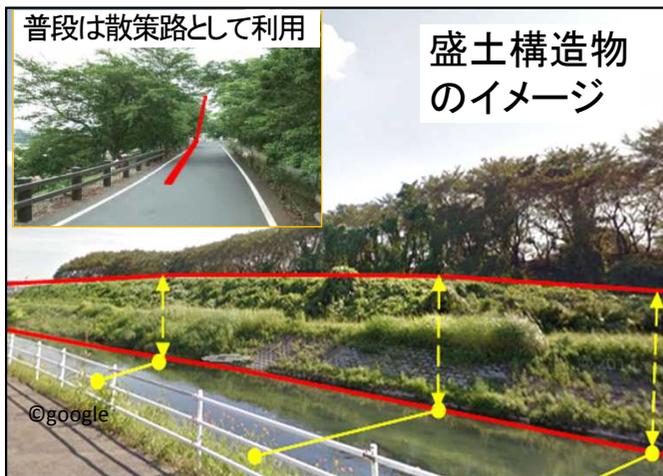
## 浸水実績等の把握及び周知

- 市町村長は、過去の浸水実績等を把握したときは、これを水害リスク情報として住民に周知させなければならない。



## 浸水被害軽減地区とは

- 輪中堤防や自然堤防等が存する区域が、洪水の際に浸水の拡大を抑制する効用を有する場合、水防管理者がこれを浸水被害軽減地区として指定し、保全を図る。
- 浸水被害軽減地区の保全により、住民避難までのリードタイムを確保し、又は水防団等が土のう積み等を行う箇所を重点化し、もって水災による被害の軽減を図る。



### 形状変更行為の届出

- 浸水被害軽減地区内の土地の改変、掘削等をしようとする者は、あらかじめ水防管理者にその旨を届出。

### 助言・勧告

- 届出に係る行為が浸水被害軽減地区の保全の観点から望ましくないとき水防管理者が認めるときは、必要な助言又は勧告。